

平成24年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

公有財産の管理に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 田中智司

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産の管理に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

三重県の平成22年度の貸借対照表における公共資産は2兆7,095億円が計上されており、県の貸借対照表上の資産合計3兆180億円の90%を占めている。

平成22年10月に実施された国勢調査において三重県の人口は1,854,724人となり、前回調査と比較して12,239人の減少となっている。今後もこのような傾向が続くとすると、公共施設の全体としてのニーズは減少し、施設の未利用ないしは低利用という問題が発生する。

また、厳しい財政状況のなか、将来世代へ引き継ぐ社会資本である公共資産を適正に運営維持するためには、多額の運営維持費用が必要となるとともに、老朽化した施設の大規模修繕及び建替費用や、耐震化工事費用等が必要となるとい問題も発生する。

このような状況に鑑み、公有財産のうち、特に長期の使用を前提とする土地、建物等が適切に管理されているか等について監査のテーマとすることは大変有益であると判断した。

以上のような理由から、「公有財産の管理に関する事務の執行について」を監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

対象とする公有財産を所管する部局及び総括的な管理部署

5. 外部監査の対象期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成24年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成24年5月31日 至：平成25年1月30日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

土地・建物等の取得は、有効性、効率性、経済性等が十分に考慮されているか。

土地・建物台帳等が整備され、土地・建物等が適切に管理されているか。

土地・建物等の貸付（普通財産）、使用許可（行政財産）は、合理的かつ適法に行われているか。

土地・建物等は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物等が適切に把握され、有効利用、用途変更及び売却等が適切に図られているか。

保有建物等について適切に把握され、運営維持費用、耐震化対策を含む大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。

- 土地・建物等の処分は、法令・規則等に従い適正に行われているか。
- (2) 主な監査手続
 関連書類一式の閲覧、関連規則等との照合、担当部署へのヒアリング、必要と考えた施設等の現場視察を行った。
8. 外部監査の補助者
 公認会計士 7 名、公認会計士協会準会員 1 名、弁護士 1 名

第2 公有財産に関する概要

平成 23 年度末において、三重県（以下、「県」という。）が所有している公有財産（公有財産台帳に登録されている土地・建物）の状況は次のとおりである。総合計で、土地は 1,263 億円、建物は 3,660 億円となっている。

種別	種類	土地(㎡は地積)		建物(㎡は延面積)	
		決算年度末 現在高(㎡)	決算年度末 現在高(円)	決算年度末 現在高(㎡)	決算年度末 現在高(円)
行政財産	公用財産	3,395,263.12	48,442,558,146	582,388.76	122,144,435,697
	公共用財産	14,004,544.97	73,347,431,419	1,564,413.74	237,032,918,278
行政財産 合計		17,399,808.09	121,789,989,565	2,146,802.50	359,177,353,975
普通財産		1,321,146.07	4,466,420,675	48,697.77	6,834,436,768
総合計		18,720,954.16	126,256,410,240	2,195,500.27	366,011,790,743

県が所有する公有財産の管理については、地方自治法等に定めのあるもののほか、「三重県公有財産規則」（以下、「公有財産規則」という。）の定めによっている。

第3 外部監査の結果

監査結果（総括的意見及び部局別の監査結果）のうち、合规性等についての指摘事項（結果）は 29 件、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項（意見）は 55 件であった。

以下の 1. ～ 6. については総括的意見であり、全庁的な問題として、その多くは公有財産に関する総括的な事務を行う総務部において、県としての取扱いを検討し、それを各部局に対して周知徹底する必要があるものと考えている。7. については、部局別の監査結果のうち、1. ～ 6. で触れられていない個別的な論点を中心に、その主な概要を記載している。

なお、ここに記載していない監査結果については、「包括外部監査の結果報告書」本体を参照されたい。

1. 公有財産台帳への登録もれ・誤りについて

今回の監査では、平成 23 年度における支出のうち公有財産台帳への登録が性質上見込まれる工事請負費（第 15 節）及び公有財産購入費（第 17 節）や、建物の取壊し等における台帳登録の有無について検証した。その結果、多くの部局において登録もれ・誤りが見受けられた。この要因として、以下の点が挙げられる。

(1) 台帳登録に関する業務処理統制上の問題点

登録もれ・誤りの防止体制の運用及び発見体制の整備の不備(意見)

担当者レベルでの登録誤りを防止する仕組みが有効に運用されておらず、また登録もれを発見する仕組みが不十分であるため、台帳登録の正確性や網羅性について責任を有する所管課等の長が決裁前にそれらを発見することは困難になっているものと考えられる。

登録誤りの防止のためには、複数担当者による二重チェックを行うなどの適切な運用が必要であるとともに、登録もれを発見するためには、工事等の決裁に際して決裁項目の一つに台帳登録が必要か否かを追加することなどの検討が必要である。

また、管財課においては、各課等から送付されてくる登録データについて、取りまとめて承認している。これについては、たとえば各課等から登録データとともに関連書類を提出させ照合するといった仕組みの検討が必要である。

改修工事等の公有財産台帳の記入要領(ルール)の周知の不足(意見)

改修工事等については「公有財産台帳の記入要領について(通知)」(以下、「公有財産台帳記入要領」という。)において、100万円未満の軽微な修繕を除き台帳登録する必要があるとされているが、これらの登録もれが各課等で見受けられた。

公有財産台帳の管理責任を有する管財課の各課等に対する周知が不足していると考えられるため、周知を適時に行うことが望まれる。

速やかな異動登録の必要性(意見)

施設(建物)の取壊しに際して公有財産台帳への登録もれが散見された。これは、年度中に施設(建物)の取壊しが行われた場合にも、台帳への異動登録は年度末に一括して実施することが多いため、異動登録を失念していることに起因するものと考えられる。

登録事項に異動が生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しを管財課長に報告することになっており、取壊しが行われた都度、速やかに台帳登録を実施することが望まれる。

(2) 公有財産規則上の問題点(意見)

県の公有財産規則において、行政財産の取得及び管理に関する事務は各課等の長が行うこととされており、台帳登録も速やかに各課等が行うべきものとされている。一方、管財課は基本的に普通財産の管理及び処分に関する事務を行うこととされ、公有財産台帳については、これを備え、異動の都度「整理」する義務を負っている。

財産の管理は一般に、用益管理と財務管理に区分することができる。用益管理とは、財産をそれぞれ使用する各課等に所属させ、取得した財産を目的によって維持、保全及び処分することをいう。一方、財務管理とは、取得した財産の維持、保全及び処分を行う際に、財産台帳等へ適正に記録・整理することをいう。

公有財産の管理について、管財課としては、各課等が提出する台帳データは各課等が管理しているものであって、管財課はそれを取りまとめる責任を

負っているのみという認識がある。各課等が所管する公有財産の用益管理、財務管理は第一義的には、所管する課等が負っていると考えられるが、前述したチェック体制の不備やルールの周知不足を解消し、県の公有財産全体をより適切に管理するためには、公有財産全般について管財課が財務管理についての責任を負うべきであると考えられ、必要であればその旨を明確とするよう公有財産規則の改正等を検討されたい。

2. 公有財産台帳への登録ルールについて

ほとんどの地方自治体において新地方公会計制度による財務 4 表の作成に取り組んでおり、県も総務省方式改訂モデルを採用して作成しているが、これは公有財産台帳をはじめとする各種財産に係る財務記録を集計したものではない。

将来的には、固定資産についてより詳細に把握することとしていく可能性があるとのことであり、その場合、基本的に民間企業が準拠する会計基準と同様の固定資産管理が必要となるが、これには現行の公有財産台帳では実務上対応が不可能と推察される。

よって、将来的には、新地方公会計上必要となる固定資産管理と、現行制度上の公有財産管理を両立させることを目指すことが、効率的な財産管理を行ううえで適切となるものと考えられる。すなわち、公有財産管理台帳上の記載価格を、新地方公会計上の固定資産計上額とするような制度改正が望まれる。これについては、全庁的に取り組むべき課題であると考えられるが、具体的には、以下の事項が挙げられる。

(1) 付随費用の反映（意見）

公有財産台帳に登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格とされ、たとえば建物等の施設を建設した場合、工事請負費のみが購入価格と解され、台帳価格として登録されている。

しかし、固定資産を取得した場合に台帳に登録すべき固定資産の取得価額には、該当する工事請負費のほか、その工事にかかる付随費用も含めることが適切である。これらを網羅的に把握して計上する体制を整備することも検討する必要がある。

(2) 資本的支出と収益的支出（修繕費）の区分（意見）

改修工事においては、従来の建物等の機能や耐用年数の向上をもたらす支出（資本的支出）が、当該機能を維持させるにとどまる支出（修繕費）の中に混在することがある。前者は資産計上すべきものであり、後者は費用計上すべきものである。

「公有財産台帳記入要領」によって、建物及び工作物について、増築のほか修繕や模様替えを行った場合における台帳価格の取扱いを別途定めており、この中には 100 万円以上の修繕や模様替えに係る工事費が含まれている。これは、こうした資本的支出による財産的価値の向上の実態を簡便的に公有財産価格に反映させようとする措置であると推測されるが、各課に十分に周知徹底されていない状況であった。

これについては、算定範囲や算定方法のルールを再構築していくことが適

切であると考えられる。

(3) 建設途上にある固定資産の登録体制の構築(意見)

平成23年度から平成25年度までの3カ年計画で整備が行われる公有財産の場合、当該公有財産は工事完了となる平成25年度において公有財産台帳の登録が行われ、平成23年度の公有財産台帳への登録はなされない。

しかし、新地方公会計制度の導入を前提とすると、公費の支出と公有財産の増加は対のものとして認識される必要がある。また、これにより、登録もれ、誤りの防止により適切な財産金額の把握に資するといえる。よって、このような複数年に渡る工事請負費も支出毎に公有財産台帳等への登録を行う体制を整備することが適切である。

(4) 不動産投資事業を活用した財産の管理(意見)

教育委員会事務局及び警察本部において、共済組合の不動産投資事業を活用した財産の取得がある。いわゆる投資不動産方式と言われるものであり、共済組合が建設した住宅等の施設を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金を割賦で支払う方式であり、当該施設の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになり、その所有権が県に移転するのは、譲渡代金の支払が完了したときである。

所有権が移転するまでは公有財産台帳又は教育財産台帳に登録されない現行のルールにおいては、当該施設はその間、公有財産台帳等に反映されていないことになる。

しかし、当該施設の維持修繕のための費用等は県の負担とされており、実質的に所有しているのと同じ状況にあると考えられる。したがって、所有権の移転はなくとも、実質的に県が所有しているといえる施設については、支払期間中であっても公有財産に準じて別途管理台帳を作成し、管理する必要があると考えられる。

(5) 減価償却制度の構築による管理会計的手法の導入の検討(意見)

新地方公会計上必要となる固定資産管理と、現行制度上の公有財産管理を両立するにあたり課題の一つとなるのが、土地以外の償却資産に対する減価償却制度の適用である。

この減価償却制度を公有財産管理システム上において構築することが、施設のライフサイクルコストの分析やシミュレーションといった管理会計的手法の導入に関して極めて有効である。

また、現状の公有財産台帳データにおける土地以外の償却資産について、公有財産の金額は、減価償却が実施されておらず、過去の取得原価の積上げに過ぎないため、財産価値が過大に表示されているという問題もある。

県が保有している建物等の公有財産について耐用年数を決めるとともに、減価償却制度の導入を検討する必要がある。

3. 普通財産の一元的管理体制の構築について(意見)

普通財産は、直接行政目的に供されるものではなく、もっぱら経済的価値を保全発揮するために管理するものであり、原則として総務部管財課に所属させ、上記目的を担うこととなっていると考えられる。しかし、平成23年度末にお

ける普通財産全体のうち総務部の所管分の割合からは、普通財産の管財課への移管が進んでいるとは言えない現状である。

管財課への移管がなされず、各課等所管のままとなっている普通財産については、利活用計画の対象物件となっている場合を除き、各所管課等と管財課との情報共有が図られず、管財課は当該普通財産についての十分な情報を持っていないため、処分等の方針策定が困難となり、結果的に普通財産が長期にわたり各課等の所管のまま滞留している場合がある。

そこで、未利用・低利用の普通財産を出来る限り各課等にとどまらせず、早期に長期的・全庁的な視点に立った利活用を検討する意思決定機関の議論の俎上に乗せる仕組みを構築することが必要であり、管財課に対して各課等に対する権限を持たせるとともに、それらを一元的に管理する責任も負わせ、必要な情報を適時に吸い上げる体制を構築する必要がある。

4．公有財産の貸付又は使用許可に関する事務手続について

(1) 貸付に関する意思決定プロセスについて（意見）

普通財産の貸付に関し、他の地方公共団体等において、公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができるという条例の規定がある。

この規定における「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」か否かの判断にあたっては、「公共性」という言葉が多義的な概念であることから、所管各課等は各業務の特性や申請先との関係から申請先の意向や事情に寄りがちと想定される。

公有財産の貸付については、各課等の長がその適否を判断することとされているが、貸付が合理的に行われるためには、別途、全庁的な視点をもった部署による総合的な判断が求められるものと考えられる。無償又は減額貸付を行う判断にあたっては、実質的に無償又は減額貸付の意義があるものか否かを適切に判断するプロセスの強化が望まれる。

(2) 自動販売機の設置場所（行政財産）の貸付対象の拡大について（意見）

県有財産の有効活用及び自主財源の確保を目的に、自動販売機の設置場所の貸付が導入されており、貸付先の選定が一般競争入札により実施されている。ただし、入札対象からは、指定管理者制度を導入している施設に当該管理者が設置する自動販売機、施設内の食堂、売店等が経営上一体的に設置している自動販売機、その他法令等による特別な理由により設置している自動販売機が除かれている。

対象外となっている自動販売機のうち上記が占める割合が大きいことから、これらが貸付の対象となることにより当初の目的である県の自主財源の増大に資する効果は高いことが見込まれる。よって、それぞれの施設ごとに、指定管理者との協定あるいは施設の設置条例上の取扱いについて関係担当部署が協議し、自動販売機の設置が「施設の設置目的」に照らして指定管理業務に含まれるかどうか、指定管理業務に含める場合、指定管理料から適正な自動販売機収入が差引かれているかどうか、あるいは県が自動販売機の設置場所を直接貸付けるかどうかなど、指定管理者制度を導入している施設

の自動販売機の設置に関して、その方針等を検討されたい。

に該当するものについては、「性質上目的外使用の許可であり貸付の対象とできるものであるが、食堂、売店等の経営上の影響等を考慮し、一度に導入することが現実的でないと考えられたため、経過措置として設けられたもの」とのことである。これらについては順次、貸付対象に含めていくことが、県の自主財源の確保の観点から望まれる。

に該当するものとして、県内にある都市公園における自動販売機がある。これらについては、「都市公園を規制する都市公園法その他関連法令において、入札による設置料の決定が規定されていないためである」との説明を受けた。しかし、行政財産の貸付の導入の趣旨からすると、都市公園のみを当該制度の対象外とする合理的理由が見当たらない。よって、これも県の自主財源の確保の観点から、関係担当部署で協議したうえで、入札対象に含めていくことを検討されたい。

5. 借地上の公有財産（施設）の登記について（結果）

県が保有している借地上の公有財産（施設）について、未登記の物件が散見された。不動産登記法等においては、県では建物の表題登記自体が義務とはなっていないが、借地について、第三者対抗力を享受するためには、土地（敷地）について賃借権の登記をするか、建物について所有権登記をする必要がある。

たとえば、借地上に県の所有する建物があり、土地（敷地）所有者が当該土地を第三者に譲渡してしまった場合、土地について賃借権の登記がなく、かつ建物が未登記であれば、建物所有者である県は土地の新所有者に賃借権を対抗できず、建物撤去・土地明渡の請求を受けるなど、トラブルが発生するリスクも考えられる。

借地上の公有財産（施設）の登記について、公有財産の保全という観点から、賃借権の登記か建物の所有権登記のいずれかの登記を行うべきであると考えられる。また、取扱要領等により登記すべき旨をルール化すべきである。

6. 境界標柱の設置に関して

（1）境界標柱の設置の確認について（結果）

土地を取得したとき、又は土地の境界について変更があったときは、速やかに境界標柱を建設しなければならないと公有財産規則に規定されている。公有財産所管部署に対して、上記の規定についての遵守状況を確認したところ、多くの部署から「現状は設置の有無を網羅的に把握していない」という回答であった。

境界標柱の設置の有無について、網羅的に把握し、設置が必要な県有地については境界標柱を設置する必要がある。

（2）境界標柱に関する規程の制定について（意見）

県有財産となる土地を取得した場合及び県有地の境界に変更が生じた場合に、境界標柱の設置が必要とされる土地について、その設置を徹底するため、境界標柱の設置に関する規程を制定することを検討する必要がある。

現行の規定では、すべての県有地に境界標柱の設置を義務づけていると解されるが、境界標柱の設置が特に困難もしくは不相当と認められる土地については、所定の手続きを経てその設置を省略できる旨を規定することや、境界標柱を設置後も定期的にその存在を確認し、その存在が確認できなかった場合の再設置について規定することも検討する必要がある。

7. 部局別の監査結果の主な概要

(1) 互助会への行政財産の使用許可について(意見)

<所管部局：総務部>

県本庁舎厚生棟の地下1階について、(財)三重県職員互助会(以下、「互助会」という。)に行政財産の使用許可を行ったうえで、使用料免除にて互助会が売店や自動販売機を設置している。

互助会等に対する公費支出の見直しは全国の自治体で進んでおり、県でも互助会に対する公費支出は、現在は廃止されている。互助会に対する行政財産の使用料免除は、県が外部の第三者と直接契約し貸付を行えば得られたはずの収入を、互助会が得ていると考えれば、実質的に互助会への間接的な公費支出に該当すると考えることができる。

県からの直接的な公費支出を廃止していることや、県税収入の減少等により逼迫している県の財政状況を鑑みれば、現行の互助会への行政財産の使用料免除について見直しを検討する必要がある。

(2) 三重県立博物館の個人名義の土地について(意見)

<所管部局：環境生活部>

三重県立博物館(以下、「博物館」という。)の土地について、一筆については登記が個人名義のままとなっている。これについては、昭和45年の県定期監査において指摘されているが、当該土地が地図混乱地域であったことなどの理由により、現在に至っている。

平成26年に新博物館が開館する予定となっており、現在の博物館について、利活用の検討が必要となることが予想されることから、当該土地の所有権についての権利関係を明確とする必要がある。

(3) 木曾岬干拓地の堤防の修繕計画について(意見)

<所管部局：地域連携部>

地域連携部が所管する木曾岬干拓地の堤防は、完成から40年余り改修等が行われておらず、堤防のいたる所にひび割れが確認され、その割れ目からは草木が生えており、なかには背丈以上にもなるものも見受けられた。堤防のひび割れの程度がどれほどで、堤防としての機能を保持できているのかどうかの調査も行われておらず、適切に現状の把握ができていないと言えない。

ひび割れの程度や老朽化に伴う機能への影響を把握し、それを踏まえて、修繕計画の策定を検討する必要がある。

(4) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターのコスト管理について(意見)

<所管部局：雇用経済部>

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターは、毎年約2千万円の維持管理コストが発生しており、貸館利用に支障が生じない程度に適時不具合を解消して

いるが、今後の明確な中長期修繕計画はなく、それに伴うコストの発生予測ができない状況にある。

さらに、施設の設備保守期間が満了を迎える時期に来ていること、雨漏りが恒常的に発生していること、全面ガラス外壁のため構造上、通常の建物と比べて多額の修繕費が想定されることから、現在の維持管理コストに加え、これらの修繕費等が発生することが見込まれる。

当該施設について、有効利用のための具体的な計画は現在検討中であるが、今後、発生が見込まれるコストを合理的に見積もることにより、コストの発生を管理し、また、将来どれだけの投資が必要であるかを把握することも必要である。

(5) 不動産登記について

<所管部局：県土整備部>

土地の未登記について（結果）

県土整備部が所管する公共事業用地（県有地）のうち県道の土地だけをとってみても、平成23年度末において2,796筆、624,218.17㎡が未登記となっており、公有財産規則に反する状態が解消されていない。

未登記土地の処理の対応について（意見）

土地の登記は、昭和54年度以降の取得分については取得時に登記するように徹底しており、昭和53年度以前の取得分について未登記土地の台帳を作成し更新管理している。また、外部専門家による委員会の提言を受けて、計画的・効率的に未登記土地の解消対策を講じてきた。

しかし、近年は県の財政事情が厳しいことから限られた予算の中で処理しているため、次第に処理難度の高い案件や処理費用が多大な案件が残るようになってきたことも影響し、遅々として処理が進捗しない状況にある。

一方で、未登記であることに起因して、実際に県道に係る土地において不法占有された状態が継続しているという問題も生じている。県はこうした現状を踏まえ、未登記土地の処理に関する中期計画の策定や、不法占有されるリスク度合いも交えた処理の優先順位を再検討する必要がある。

(6) 急傾斜地崩壊防止施設の老朽度の診断調査等の検討について（意見）

<所管部局：県土整備部>

県内の急傾斜地崩壊防止施設は、最も古いもので整備から40年近く経過しており、また県内の当該施設703箇所のうち、整備から20年以上経過するものは389箇所と半数を超えている状況にある。よって、一定程度の老朽化の進行が想定される状況にあるが、県はこれらの老朽度の診断調査を施設の性質や予算上の制約から全く実施していない。

場合によっては、人的被害にもつながる可能性もあり、老朽化に基づく異常の有無の判断を行うことは自治体が負うべき責務ではないかと考えられる。当該施設の適切な維持管理のため、老朽化の診断調査等について検討することが適切と考えられる。

(7) 伊勢市内の県道沿いの不法占用物件（石灯籠）について

<所管部局：県土整備部>

不法占用に対するこれまでの県の対応について（結果）

伊勢市内にある県道において、道路占用許可期限の切れた石灯籠型の建造物（以下、「石灯籠」という。）が平成23年度末において歩道に426基設置されている。この他、国道や伊勢市道にも設置されている。

昭和30年頃に伊勢神宮を起点とした参道沿いへの灯籠の奉献を目的とした民間団体（昭和39年に解散）が設立され、石灯籠が設置された。県は道路の占用許可を昭和30年12月から昭和32年1月まで与えているが、占用許可期間が終了した昭和32年1月以降は、県道が不法占用された状態が継続している。本来であれば、不法占用者すなわち所有者に対し撤去を請求すべきであるが、石灯籠の所有者が特定できていない状態である。

県は、現在の不法占用者すなわち所有者を調査する一環として、平成20年に灯籠の刻銘者について調査したが、石灯籠を設置した民間団体の法的位置付けを調査した事実はない。

また、民間団体に改築や撤去を求めた事実も確認できない。占用許可期間が終了した昭和32年以降に改築や撤去を求めた事実が仮にあったとすれば、その記録を残さないということは考え難い。これらの点から、結果として県は昭和32年から不法占用を放置してきたと言わざるを得ない。

監査人としては、刻銘者の調査をもとに相手方とすべき者（現在の石灯籠所有者。所有権を承継した者がいればその承継者）を確定したうえで、占用許可をするか撤去等の請求をすべきであったと考える。

今後の対応方針について（意見）

撤去等の方法としては、原則、不法占用の処理に基づき、調査して所有者が確定すれば、石灯籠の撤去等を求めることができると考えられる。撤去作業は県で行ったうえで当該所有者に撤去費用の負担を求める方法も採り得ると考えられる。しかしながら、撤去等には多大な労力と年月を要すると想定されるので、完了までの事故防止のために、耐震調査や倒壊防止といった対策の要否について早急に検討すべきと考える。

また、所有者のはっきりしない現在の石灯籠を占用許可のない状態のまま放置できないのは当然であるが、今後本件道路上に石灯籠が存在してはいけないという結論を述べるものではない。今日の石灯籠を取り巻く現状と、50年以上の年月の経過、そして現在の市民・県民の思いなどを考慮すると、仮に現在の石灯籠所有者を確定できるのであれば、協議により、国・県・市や信頼できる第三者へ石灯籠を譲渡してもらい、当該第三者に対して占用許可をするという解決も考えられる。

よって、県は、現在の不法占用者の調査を継続し、契約内容や責任者等について新たな事実が判明した場合には、事実を確認したうえで、国や市とも協議しつつ、改めて対応方針を決定して進めるべきと考える。

（8） 共済組合への譲渡代金の支払について（意見）

<所管部局：教育委員会事務局・警察本部>

教育委員会事務局及び警察本部において、共済組合の不動産投資事業を活用した財産の取得がある。いわゆる投資不動産方式と言われるものであり、共済組合が建設した住宅等の施設を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金を割賦で支払う方式である。

譲渡代金の支払利率について、現在の金利水準に比べ高い利率となっている譲渡契約があるため、利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。